

## ○工学院大学研究論叢編集委員会規程（案）

### （目的）

第1条 この規程は、工学院大学研究紀要規程にもとづき工学院大学研究論叢編集委員会（以下、「委員会」という）に関する必要な事項を定める。

### （審議事項）

第2条 委員会は、次の事項について審議する。

- (1) 工学院大学研究論叢（以下、「研究論叢」という）の編集に関する事項
- (2) 編集委員会が必要とみなした事項

2 研究論叢の投稿および執筆については、別に定める。

### （組織）

第3条 委員会は、次の各号に掲げる編集委員をもって組織する。

- (1) 工学部から選出された専任教員1名。
- (2) 先進工学部から選出された専任教員1名。
- (3) 情報学部から選出された専任教員1名。
- (4) 建築学部から選出された専任教員1名。
- (5) 教育推進機構から選出された専任教員5名。

2 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

### （委員長および副委員長）

第4条 委員会に委員長および副委員長を置く。

2 委員長および副委員長は委員の互選により選出する。

3 委員長は委員会を招集し、議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理または代行する。

### （定足数）

第5条 委員会は委員の過半数の出席によって成立する。

2 委員の出席は、代理人をもって代えることができる。

3 委員会の議決は、出席委員の3分の2以上をもってする。

### （事務）

第6条 委員会の事務は、学習支援部学習支援課において処理する。

### （改廃）

第7条 本規程の改廃は、学長が教授総会の意見を聴いた後、学長が決定する。

### 附則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。